

実務の現場から

司法書士法人 1年を振り返って

平成15年4月1日施行の司法書士法改正により司法書士法人が認められてから1年が過ぎた。日本司法書士会連合会によると平成16年4月1日現在、全国で71の法人が成立している（この数が多いのか、少ないのかは…）。私自身も平成15年4月1日付で法人をスタートさせたが、前例がなく、手探りで行ったこの1年の法人における実務を振り返ってみたいと思う。

まず、設立の場面では、連合会、所属司法書士会、管轄法務局、公証人等関係各所との折衝には予想以上に骨が折れた。また、これを機に刷新すべき名刺、封筒、挨拶状の準備も年度末の繁忙期と重なったこともあり、非常に慌ただしかった記憶がある。

実際、法人として業務を開始してからは、登記申請書、委任状等における申請代理人の表記方法については試行錯誤した（最近、各法務局での取扱いも統一されつつある。）。また、当初、登記申請において法人の資格証明書の添付を忘れることも少なくなかった（当然、補正である。）。

管理面でみると、発行する領収書について印紙税法にかかる印紙の貼付義務が生じることとなっ

たが（まだまだ、貼付忘れが少なくないので200円の収入印紙を持ち歩いている。）、この費用もばかにならない。源泉所得税の適用がなくなったが、気の利く顧客は、源泉所得税を差し引いて費用を送金してきたので、事情説明の上、不足分の振込みをお願いしたこともあった。そして、予想どおりであったが、会費等の経済的負担は軽くなる（法人会費の在り方については検討していただきたいところではある。）、登記等の事務手続は増加した。

何とはなしにマイナス面ばかり書き連ねてしまったが、先日、当事務所のホームページ（法人化と同時に開設した。<http://www.suzukijimusho.com/>）を通じて、ある団体の職員の方から「この度設立認可を受けることになった社団法人の暗れの設立登記を是非、司法書士法人である貴事務所をお願いしたい。」という依頼があった。司法書士法人の評価について現時点で論ずることは、時期尚早であると考えているが、法人化して良かったのかなと思えた一件であった。

（司法書士法人鈴木事務所 鈴木龍介）